

公益通報の件数等

年度	通報件数	結果	内容（理由）
令和6（2024）年度	0件	—	—
令和5（2023）年度	1件	不受理	賃金不払残業に関する通報案件であり、処分又は勧告等をする権限が本市にないため、不受理とした。
令和4（2022）年度	0件	—	—
令和3（2021）年度	0件	—	—
令和2（2020）年度	0件	—	—
令和元（2019）年度	1件	不受理	職員に DV 被害の支援措置申請書を改ざんされ、その結果、年金事務所における健康保険や年金情報の秘匿ができていなかったとの内容であったが、通報を裏付ける資料がなく、正確かどうか不明なこと、また、住民基本台帳事務処理要領によれば、支援の申出があった場合、その必要性を関係機関に確認することとしており、結果として、支援措置申出書の内容が本人の申請から変更されることもあり得るため、不受理とした。
平成30（2018）年度	0件	—	—
平成29（2017）年度	2件	不受理	通報者が自身の個人情報、本人の承諾なしに通院する医療機関に伝達したことが、行政運営上の不当行為に当たる旨の内容であった。本件は、本人の子育てに関係しており、子育てに関係することで通院先に情報提供することは、児童福祉法第25条の3により適法であるため、不受理とした。
		不受理	市職員の交通マナーの悪さに関する内容であったが、通報者が匿名であり、違反等の事実を客観的に証明していないことから、条例第4条第2項に該当しないため、不受理とした。
平成28（2016）年度	0件	—	—
平成27（2015）年度	1件	不受理	特定の宗教団体に関する内容であったが、通報者と非通報団体の雇用関係が不明であること、通報者が匿名であり、かつ、違反等の事実を客観的に証明していないこと、通報内容が法に規定する通報対象法律に該当するか不明であることから、不受理とした。
平成26（2014）年度	0件	—	—
平成25（2013）年度	1件	不受理	匿名者が使い捨てメールにより通報したものであり、条例第2条に規定する者からの第4条に規定する公益通報するか確認できなかったため、不受理とした。

平成24（2012）年度	1件	不受理	通報者と当該労務提供先との間に雇用関係がなく、公益通報の要件を満たしていなかったため、不受理とした。ただし、当該通報内容は具体的であることから、一般的な通報として受け付けて、関係行政機関に連絡をして調査を進めるよう依頼した。
平成23（2011）年度	2件	不受理	法律違反行為又は行政運営上の不当行為等に該当せず公益通報の要件を満たしていなかったため、不受理とした。
		「行政運営上の不当な事実」に該当しないと認定	・通報内容 ガス水道局は、ガス事業法に基づいて供給義務があるが、中越沖地震後、指定工事店が工事をできない状態が続き、供給義務に違反した。ガス水道局は、指定工事店を紹介したが、同社は工事をしなかったため、紹介をしたガス水道局に責任がある。 ・調査結果 中越沖地震という未曾有の災害後の状況の中、震災からの復旧のガス・水道工事申込みが殺到して、ガス水道局、指定工事店等が平常時のような対応ができない状況にあった。また、通報者自身が公認工事店等と連絡を十分に取っていないことや自らの都合で工事のための手続を進めなかったことがガス・水道工事の進まなかった最終的な原因であると認められる。 ・委員会の判断 今回の事案については、ガス事業法及び水道法の供給義務違反とはいえない。また、通報者の通報は、公認工事店制度自体を問題としているが、ガス供給条例においては公認工事店に、上水道給水条例においては指定給水装置工事事業者に工事を施行させることができるとしており、条例上何ら問題がない。さらに、ガス水道局が指定工事店を紹介したこと自体に責任があるとの通報者の指摘については、ガス水道局は紹介しただけであって、その後は通報者と工事店とで工事の事務手続を進める必要があることから、ガス水道局には責任はない。

※ 平成23（2011）年度及び平成24（2012）年度の通報件数等は、新潟県柏崎市公益通報者保護に関する規則の規定に基づき、処理されたものです。

※ 平成25（2013）年4月1日からは、新潟県柏崎市公益通報に関する条例の規定に基づき、処理されています。